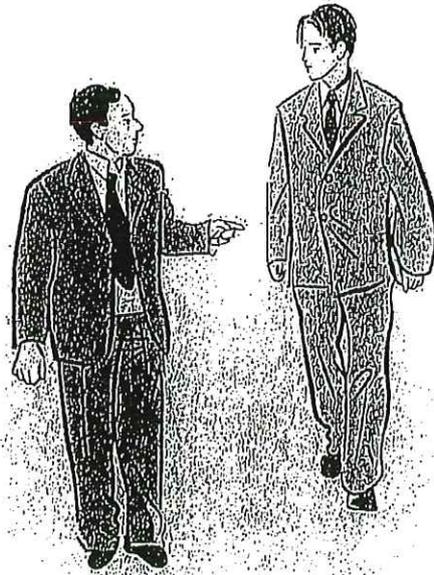


甲第 64 号

幹部隊員用  
(服務參考資料)

# 服務ハンドブック



人事教育局

## 目 次

1	はじめに	1
2	服務の基本	3
(1)	服務の本旨	4
(2)	自衛官の心かまえ	5
(3)	服務の宣誓	14
3	指揮監督義務	17
4	服務に関する事項	20
(1)	職務遂行上における服務に関する事項	20
ア	勤務態勢・勤務時間	20
①	勤務態勢・勤務時間・休暇	20
②	勤務の本旨	21
③	海外渡航の承認	21
④	正当な理由のない欠勤、帰(着)隊時刻遅延	23
イ	指定場所に居住する義務	24
①	営舎内居住	24
②	営舎外居住	26
③	営舎外居住許可の取消	28
④	営舎外居住者の居住場所	28
⑤	住所届出	29
⑥	不正外出	29
ウ	職務遂行の義務	30
エ	特別勤務者の心構え	30
オ	上官の命令に服従する義務	31
カ	私的制裁の禁止	33
キ	品位を保つ義務	35
①	品位を保つ義務	35
②	制服着用の義務	36

ク	秘密を守る義務	37
ケ	個人情報保護	42
	① 定義	42
	② 個人情報の取扱い	43
	③ 開示請求権	46
コ	職務に専念する義務	46
	① 兼職	48
	② 停職者の服務	49
	③ 療養の場合	50
カ	自衛隊の物品等の管理	51
	① 自衛隊の物品等の管理	51
	② 火薬類の管理	52
	③ 国家公務員宿舎の管理	53
シ	自衛隊員倫理	54
キ	金品等の取扱い	71
	① 収用等	71
	② 公金官物の不法領得	74
	③ 業務上積領	77
	④ 調査経理取扱い違反	78
セ	客例に関する事項	79
ソ	隊員の遵守事項	82
タ	試験管理	83
	(2) 職務遂行以外における服務に関する事項	85
ア	政治的行為の制限	85
	① 政治的目的の定義	86
	② 政治的行為の定義	88
イ	私企業からの隔離	90
ウ	他の職又は事業の関与制限	94
エ	団体の結成等の禁止	95
オ	セクシュアル・ハラスメントの防止	96
	① セクシュアル・ハラスメントの定義	96
	② 職員の責務等	98

カ	恐喝、傷害、交通法規違反等	101
①	恐喝、横領	101
②	傷害、暴行、脅迫	102
③	過失傷害致死	104
④	私有車両による悪質な交通法規違反	105
キ	私行上の非行	108
①	飲酒に関する事項	108
②	賭（と）博	109
③	公然わいせつ等	110
④	スローカー行為	112
⑤	迷惑行為等	116
⑥	淫行等	119
⑦	インターネットに関する事項	124
⑧	薬物に関する事項	127
⑨	消費者保護に関する事項	129
5	懲戒手続の概要	132
6	苦情の処理	135
7	公益通報制度	138

## 1 はじめに

- 1 国家の最も基本的な任務である国の防衛を担う組織である防衛省・自衛隊は、国民の信頼が得てこそ、その役割が全うされるものである。しかし、不祥事がひとたび起これば、これまで営々と積み重ねてきた自衛隊に対する国民の信頼は瞬時に崩壊し、これを回復するには大変な努力を必要とする。
- 2 自衛隊情報流出、イージス情報流出、前防衛事務次官による収賄など、近年、相次いで発生した不祥事を受け、平成19年12月に、官邸に防衛省改革会議が設置され、報告書が昨年7月に出された。報告書に示された提言には、「規則遵守の徹底」があげられた。本書は、その提言実現の一環として、作成されたものである。
- 3 隊員が規則を遵守するためには、まず、幹部隊員が率先垂範して、規則遵守に努めなければならない。隊員として理解すべき関係法規類は広範多岐に亘り、その習熟には多大な時間と労力を要するため、本書は、多忙である幹部隊員が、容易に理解できるように、理解すべき規則等をとりまとめた解説本となっている。本書が、幹部隊員の規則の理解の一助となるとともに、部下隊員の服務指導の参考資料として役立てば幸甚である。

平成21年6月

【報告書の提言における「規則遵守の徹底」に係る部分  
～防衛省改革会議報告書から抜粋～】

防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を回復するためには、何よりも、幹部職員をはじめとして、法令など様々な規則の遵守という基本に戻らなければならない。圧倒的多数の自衛隊員にとって、今更言うまでもないことである。しかし、自らには規則を適用されないと考えた人物が、防衛省・自衛隊の事務方のトップたる事務次官を務め、自衛隊員の倫理保持の実務上の責任者である倫理監督官たる地位を有していたということは事実であった。さらにルールを自らのものとして真剣に考えこれを遵守するという態度が徹底していれば、例えば、補給艦「とわだ」航泊日誌誤破棄事案や護衛艦「しらね」の火災、情報の流出、調達に関わる業者との癒着といった不祥事案は起きなかったであろう。

隊員一人ひとりに自発的な規則遵守意識が浸透し、組織風土として定着するよう、適切な施策を講じていくことが必要である。(中略)

(1) 幹部職員の規則遵守の徹底

防衛省の最高幹部であった前事務次官自らが規則を守っていなかったことは、国民の自衛隊に対する信用を失墜させたのみならず、規則を遵守し日々まじめに任務を遂行している圧倒的多数の自衛隊員に大きな衝撃を与えた。幹部自らが規則を守らない組織で、いくら部下に規則遵守を語っても、その効果はない。規則遵守は、幹部職員が率先垂範するという姿勢から始まらなければならない。

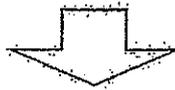
(2) 規則遵守についての職場教育

隊員一人ひとりに自発的な規則遵守意識が浸透し、組織風土として定着するためには、職場教育などの施策を講じていくことが必要である。隊員の自発的な規則遵守を促す最大の要因は、隊員の高い任務意識である。いたずらに規則遵守の形式を求めるのではなく、規則の制定目的や趣旨を十分に理解させた上で、自衛隊の任務遂行を担保するための規則遵守という視点で指導、教育を行うべきである。

## 2 服務の基本

### ◎ 服務とは

服務とは、一般に組織の目的が営利たると非営利たるとを問わす、その組織を維持し、その目的を統一的・能率的に達成するため、組織内の勤労者に要求される規律で、その内容は、勤労者が職務を行う際を守るべき規律はもろもろ、必要に応じて勤務時間外、職場外において守るべきものまでも含めたものと解されている。



### 隊員の場合、

国家公務員であり、かつ防衛という任務に従事する特別職として位置付けられている。

したがって、民間企業に勤務する者や一般職国家公務員には存しない特殊な義務（常時勤務態勢や指定場所居住義務、団体等の結成の禁止等）が存在する。

- ◎ 「服務の本旨」は、隊員の服務の根本基準であり、  
「自衛官の心がまえ」は、服務の本旨を受け、自衛官としての心がまえについて、基本となるべき事項をのべたもの。自衛官の精神教育において準拠とすべきもの。

## (1) 服務の本旨

～ 隊員の服務の根本基準となるべき心かまえ ～

服務の本旨は、自衛隊法第52条に規定されている。

隊員が任務を遂行する上で、最も大切なものは、各自が任務を完遂するという気構えである。いかに編成・装備が整備されていても、隊員が精強でなければ、有事即応の態勢をとることはできない。直接侵略、間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とする自衛隊にあって、隊員は、その行動において、必然的に生命の危険を伴うため、極めて強い精神力が必要とされる。

本条の主旨を整理すれば、

- ① 自衛隊の使命を自覚すること
- ② 一致団結して、厳正な規律を保持すること
- ③ 優れた人格を形成すること
- ④ 責任感をもって、職務の完遂に努めること

にまとめられる。

### < 自衛隊法 >

#### (服務の本旨)

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

## (2) 自衛官の心がまえ

～全自衛官を対象とし、精神教育において準拠とすべきもの～

「自衛官の心がまえ」は、昭和36年に制定された。

本文において、「自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。」とし、その基本となる5つの項目を示している。

「自衛官の心がまえ」には、本文と解説があり、この両方をあわせて精神教育の範囲となる。

### <自衛官の心がまえ>

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。

その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっております。他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その

最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に關与せず、自衛官としての名譽ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもつて職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

#### 1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

#### 2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

#### 3 責任の遂行

- (1) 勇気と忍耐をもつて、責任の命ずるところ、身をしていして任務を遂行する。
- (2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

#### 4 規律の厳守

- (1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- (2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

#### 5 団結の強化

- (1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- (2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

## ＜自衛官の心がまえ＞（解説）

### 1 使命の自覚について

(1) われわれは日本の国土及び国民に誇りをもち愛着を感じる。わが祖先はここに住みかつ勤め励んで、多くの貴いものをわれわれに残してくれたのである。

この国を守ることはわれわれの当然の義務であり、これにわれわれの努力の成果を加えて次の世代に送るのでなければ、その任務を果たし得たということではできない。

これがためには、国がその独立を確保し平和を維持することが根本である。さいわいにしてわが国民は、今日までその上に降りかかるいくたびかの災厄にもかかわらず、民族と国家の統一を持続することができた。

しかしながらこのような民族と国家の統一は、他の多くの民族がつねに享受しているものではない。国の独立と平和を保ち、国民がみずからの生活を擁護することがいかにむずかしく、また激しい試練に耐えて行かねばならないかは、各国の興亡盛衰の跡が物語っている。

歴史によれば、侵略と破壊は思わざるときに思わざる形において突如として起こり、きょうの平和はたちまちあすの混乱と化す事実が、人類社会においてあまりにしばしばくりかえされていることがわかる。

したがって、国を愛し民族の行末を思うものは、誰しも国の危急の際を憂慮しこれにそなえるため、ことなきときにこそ周到な用意が必要であることを知っている。

このような憂慮を国民とともにわかっ心が、われわれをすすんで防衛の任務に参加せしめたのである。

(2) したがって防衛の任務に対する自覚は、国民としての当然の責任感に由来する。それは国民のもつ国家及び同胞に対する責任感であり、良心に発するものである。

次にそれは法律により義務づけられる。防衛の任務に服するものにとつて、法律はそれにふさわしい権限を与え、規制を設け、行為を要求する。国民の負託と信頼を受ける自衛官は、国家の定めた法律に従つてその義務を遂行しなければならない。

このように防衛の責任は、国民としての責務に発し、かつ法律に基くものである。

### 2 個人の充実について

(1) 組織の根本は人である。高い水準の社会が個人の教養と節度がなければ維持できないように、すぐれた防衛の組織はそれにふさわしい各人の精神と能力がなけ

れば存立し得ない。

このような精神と能力は、本来各人の自発と努力に基づく不断の修練により到達し得るところのものである。みずからの力に頼る気風がなければ、真の士気は高揚せず、個性の伸展はなく、したがって個人の充実は望むことができない。

個人の充実にとり最も重要なのは、積極的でかたよりのない性格を形成することである。この性格はとりもなおさず、正しい判断力、協力の精神及び真の道義的勇気をそなえた立派な社会人としての性格であり、修練を経て精強なる自衛官となる素地をなすものである。

実際において過去の戦いの歴史をみると、戦場にあつて最も勇敢に戦うことのできた勇士達の多くは、このような性格の持主であつた。

- (2) このような性格を形成するため特に必要な要素は、知性、自発率先、信頼性及び体力である。

まず知性であるが、暗愚や狂信を退け理性により思慮行動するとき、視野は広まり、自信が生まれ、判断と行為は精確で妥当なものとなる。

次に自発心をもつて率先し、つねに建設的な創意と責任をもつてみずからことを処理する能力は、機と変に応じ迅速確実な行動をとる素地となる。

さらに、信頼性をそなえること、すなわち言動を重んじ、約束を守り、礼儀をわきまえ、質素であり、誠実であつて節義を失わない志操は相互の信頼の基礎となるものである。

最後に身体の練まは、持久力と敏しようさを身につけ、迅速な決断力と不屈の遂行力をつちかうのみならず、集団による適切な体育活動は、協力、勇敢及び犠牲の気風をさかんにする。

このような要素を陶やし、独善と偏見、卑劣な利己心にゆがめられることのない強く正しい性格を伸展せしめることによつて、品位と勇氣ある性格が養われ、個人の力は充実し、組織はその精華を発揮できるのである。

### 3 責任の遂行について

- (1) 人は家族、社会人及び国民としてそれぞれ対応する義務を持つており、それらの義務を果たすことによつて、はじめて家庭、社会及び国家に、安定と秩序のみならず、向上と繁栄をもたらすことができる。

自衛官はその職務を果たすことにより、侵略と破壊からわが国の平和と独立を守るのであるが、その主たる職務は防衛のための戦闘であり他と異なる特色をもつ。

その職務は、危険と困難をかえりみず身を死生の間におくことによつて遂行される。それは勇氣と忍耐をもつて率先てい身することによつてはじめて遂行でき

る職務である。すなわち卑きようをいやしみ、周到で敢為、沈着で果断でなければならず、忍苦よく自制し、困苦と欠乏にさいなまれても、その操守はますます堅く、誠実と献身を貫く闘魂が必要である。

- (2) 各人の受けもつ職務は、相互の関連がきわめて強く、それぞれの職務の成果いかんはただちに部隊の安危に影響を及ぼす。攻守における各人の進退は、自分一己の利害を越えたものである。

自分の職務を果たすことは、同時に僚友の職務を援助し全体につくす道である。自分一己の労を惜しんでどうして国民の幸福と安寧につくすことができるだろうか。僚友を援助し、公に奉仕する心をもつて最後まで自分の持場を守りぬく責任感、人としての良心から生まれるものである。

しかしながら、絶えまない危険と困難のなかにあつて、相互に気脈を合わせつつ職務の成果を確実にあげることは容易なわざではない。

これがため自衛官はつねに学習に励み、訓練と演習はいかに厳しくても、それによつて実地の研究を怠らず、知識の基礎を確実にし、応用をゆたかにし、すぐれた戦術と練達した技能を身につけなければならない。たゆむことのない進歩と創造のための努力はつきることのない力の泉である。

#### 4 規律の厳守について

- (1) 立派な社会には自由のうちに規律があり、自制と責任ある行為が重んぜられ、おのずから公共の精神がそなわつている。

規律は組織を統制し、一つの目的に向かわしめるものであり、全体のためになすべきこと、なすべからざることを要求する。この要求をみたすため、各人は組織の有する使命を自覚し、法令を遵守し、自己を制御し、統制に服することにより組織に生命と力を与えなければならない。

自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。したがつて規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役に立つものでなければならぬ。

厳正な規律によつてのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である。

- (2) 眞の規律は理性ある服従の状態といわれる。それはもし服従が盲目的なものか、あるいはみせかけのものであるならば、眞の規律とはいえないという意味である。

眞の規律を確立するためには、命令はつねに適切であることを必要とし、受令者が自覚自律して積極的に服従する気風をつくりあげなければならない。

よい命令をする者は必ずよい服従をする者であるといわれる。よい命令はその内容が正しい核心をつき、服従する者の心の琴線に触れるものである。

服従の真価はみずから進んで行なうところにある。よい服従は表裏のない誇りをもつた服従であり、それは自律にまで高めることができる。自衛隊の使命を思うとき、組織に生命と力を与えるためにする服従は、忠誠であり、協力であり、使命に生きる自覚と誇りをあらわすものである。

## 5 団結の強化について

- (1) すぐれた指導の下にある団結心の強い集団は、その活動に際し潜在的な威力を発揮する。

部隊は団結によつて士気を鼓舞され、精強を発揮する。部隊の団結の核心は指揮官であり、指揮官は統率の責任者である。

指揮官はまた人間としてよい指導者でなければならず、よい指導者のみが各人のうちに潜む力を自覚せしめ、その能力を遺憾なく創造発揮せしめる感化力をもつ。

真の尊敬や忠誠は、けつして命令や要求のみにより生まれるのではなく、部下を感化教導する道義的な指導力と表裏一体となり、はじめて全きを得るのである。

指揮官は職責の重きを思い、部隊の任務を究め、責任を明確にし、熟慮と決断をもつて率先してみずから行なうとともに、部下に対してはつとめて接触を深め、身上に意を用い、苦楽を共にし、心と心の結合により生氣はつらつたる氣風を振作しなければならない。

- (2) 部隊の団結は、指揮官の統率いかに負うところ大なるものがあるとはいえ、その団結をささえる終極のものは、各人の自覚であり、協力であり、献身である。すぐれた指揮官に統率され協力と献身の氣風のみなざる部隊が、顕著な業績に対する誇りと困難に対する持久力の確信をもつとき、そこに部隊の伝統精神が生れる。

この伝統精神は、部隊がその活動を通じて風雪に耐え、さらに苦難と試練を重ねるに従つていよいよその精華を発揮し、強制によること少なくしてますます厳正な規律を生むに至る。

このような氣風のなかに、はじめて人間として深い交りが結ばれ、つねにくさの庭に立つことあるべき同志としての心のつながりができるのである。

このつながりは、一つの部隊の内部にとどまらず上級と下級、隣接相互、前線と後方、さらにすすんで陸、海、空と部隊はわかかれても、相互の任務を理解し尊重することにより、ますます深く強くなければならない。

協力と献身によつて結ばれる全体の断つことのできない連帯は、やがてまた国民と自衛隊を結ぶ強いきずなとなるのである。

## 【解説】

### ○ 前文について

- 1 日本国の理想と日本国がその理想をもって世界の平和に尽くす。その前提をなす基本条件は、国が立ちゆくための防衛である。
- 2 防衛というものは、各国がおのこの自ら助くる力を整えて、その上で、いろいろな集団安全保障等によって、相対的に自国の安全を確保するという現実がある。
- 3 自衛隊は民主主義下の防衛力である。  
自衛隊は国民とともに存在するものである。
  - ① 自衛隊の統率という点にも表れている。国会議員の中から選ばれた総理大臣が、国会に対して責任を負いながら、最高の統率者となっており、これは民主主義的な軍隊統率の形式である。
  - ② 自衛官の精神の基盤は、健全なる国民精神～自己を高め、人を愛し、民族と祖国を守ること～である。

### ○ 使命の自覚について

- 1 (1) は防衛出動を主に、(2) は治安出動を主に記載している。
- 2 道義と法律上の義務との二重の自覚が必要である。

自衛官は、国民として当然守るべき道義を一般の国民よりより強く持ち、さらにこの使命を法律上の義務として自分に課している。



自分を言めるとともに、人を愛することなく、社会は成り立たず、その基本の思想が軍隊では戦友愛、あるいは部隊に対する愛情というものに変わっていく、ここに連帯性というものをなす精神的な契りがある。

## ① 規律の遵守について

1. 自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。

戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている。自衛隊は、規制された範囲内で権限を行使するという点からみると、法令遵守は非常に重要である。

(ソクラテスは「法令を遵守する国民が一番強い」といっている。)

2. 命令を適切にするとともに自身に基づき積極的服従の習性を育成する。

理性ある規律の確立には、常日頃から命令を適切に出すことを幹部として努力しなければならないが、一方部下は、その命令を心から理解し、積極的に服従する習性をつけておくことが非常に重要。不当な命令はできるだけなくし、理性ある服従を求めるよう努力すべきことは当然である。特に、上級幹部にいたるほど、重要である。最高指揮官以外は、如何なる高級者も命令者であるとともに服従者であるということに徹すべきである。「よく服従するものは、その命令も立派である」と昔から言われている。

## ○ 団結の強化について

- 1 「上下の関係」では、幹部としては統率が非常に重要。部下は、よき統率には進んで従うものである。
- 2 「職種間」「陸海空」での仲間割れがないようにするため、相互に理解し合うことが第一である。戦略及び戦術の必然性からみても、他なくして自らは立たないというところまで自分に言い聞かせる境地に到達すべきである。

### (3) 服務の宣誓

#### < 自衛隊法 >

##### (服務の宣誓)

第53条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

#### 【解説】

- ① 隊員は、服務の本旨を忠実に履行することを誓わしめるため、服務の宣誓を行うよう義務づけられている。
- ② 自衛隊法施行規則によれば、一般隊員、学生、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補及び幹部自衛官に分けて、それぞれ服務の宣誓を行うよう定められている。このような区分を設けたのは、それぞれの職責に応じた自覚を促すためのものである。
- ③ 誰に対して宣誓を行うかについては、「昭和22年、はじめて国家公務員法を制定したとき、この宣誓は主権を有する日本国民に対してするものというのが政府側の国会で示した見解であった。」(浅井清 国家公務員法精義401項)といわれている。隊員も国家公務員であるので、この趣旨は隊員の服務の宣誓についても該当するものと解される。

## ア 一般の服務の宣誓

### < 自衛隊法施行規則 >

#### (一般の服務の宣誓)

第39条 隊員（学生、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。第46条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。学生、予備自衛官等又は非常勤の隊員が隊員となつたとき（法第70条第3項又は第75条の4第3項の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官になつたときを除く。）も同様とする。

#### 宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

## イ 学生の服務の宣誓

### < 自衛隊法施行規則 >

#### (学生の服務の宣誓)

第40条 学生となつた者は、左の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。

#### 宣誓

私は、防衛大学校学生（防衛医科大学校学生）たるの名誉と責任を自覚し、日本国憲法、法令及び校則を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、全力を尽して学業に励むことを誓います。

## ウ 幹部自衛官の服務の宣誓

### < 自衛隊法施行規則 >

#### (幹部自衛官の服務の宣誓)

第42条 幹部自衛官に昇任した者は、左の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。

#### 宣誓

私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の核心となることを誓います。

2 幹部自衛官として採用された者は、第39条の規定による服務の宣誓及び前項の規定による服務の宣誓をあわせ行うものとする。

## エ 陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約

### < 自衛隊法施行規則 >

#### (陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約)

第59条 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名押印しなければならない。

#### 誓約書

私は、二年（又は三年）の任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。

○航空自衛隊基地服務規則

平成5年2月22日 航空自衛隊達第6号  
航空幕僚長 空将 石塚勲

改正 平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号  
平成20年6月24日 航空自衛隊達第25号  
平成24年3月29日 航空自衛隊達第26号

航空自衛隊基地服務規則を次のように定める。

航空自衛隊基地服務規則

航空自衛隊基地服務規則（昭和46年航空自衛隊達第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 部隊及び機関の長の服務指導（第3条の2・第3条の3）
- 第3章 命令（第4条—第7条）
- 第4章 秘密保全（第8条）
- 第5章 基地内生活（第9条—第17条）
- 第6章 外出（第18条—第21条）
- 第7章 特別勤務
  - 第1節 当直勤務（第22条—第31条）
  - 第2節 警衛勤務（第32条—第43条）
  - 第3節 不寝番（第44条）
  - 第4節 保安巡察（第45条）
- 第8章 消防、災害予防及び非常呼集
  - 第1節 消防（第46条—第49条）
  - 第2節 災害予防（第50条—第53条）
  - 第3節 非常呼集（第54条）
- 第9章 雑則（第55条・第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の主として基地等における服務に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地等 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第51条の2に規定する基地並びに基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第

2条に規定する分屯基地をいう。

(2) 部隊等 編合部隊、編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊、機関及び航空幕僚監部をいう。

(3) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。

(服務の本旨)

**第3条** 基地等における服務は、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第52条に規定する服務の本旨を体し、有事の際にはいつでも任務につきうる精神的、物質的態勢を整えることを主眼とする。

第2章 部隊及び機関の長の服務指導

(上級の部隊及び機関の長の責務)

**第3条の2** 上級の部隊及び機関の長は、服務について隷下又は管理下の部隊又は機関若しくは地方機関の長を指揮監督し、服務指導の徹底に努めなければならない。

(編制単位部隊の長及び編制単位部隊を有しない編制部隊の長並びに機関の長及び地方機関の長の責務)

**第3条の3** 編制単位部隊の長及び編制単位部隊を有しない編制部隊（編合部隊の司令部を含む。次項において同じ。）の長並びに機関の長及び地方機関の長は、自らが服務指導の核心であるとの認識の下、部下と真に一体となって率先垂範に努めるとともに、創意工夫して部隊又は機関の特性に応じた服務指導を行い、規律正しく健全な部隊又は機関を育成しなければならない。

2 編制単位部隊の長及び編制単位部隊を有しない編制部隊の長並びに機関の長及び地方機関の長は、服務指導を行うに当たっては、当該部隊又は機関に所属する幹部及び准曹自衛官の中から適任者を選び、服務指導係幹部及び准曹として適宜に業務を分担させ、自らを補佐させるものとする。

第3章 命令

(発令者の責務)

**第4条** 発令者は、法令に違反し、又は自己の権限外の事項に関して命令してはならない。

2 発令者は、よく状況を判断し、命令の作成、下達及び伝達の方法を適切にしなければならない。この場合、特に自己の意図と受令者の任務とを明確にしなければならない。

3 発令者は、命令の伝達及び実行を監督し、これを確認する手段を講じなければならない。

(命令の下達等)

**第5条** 命令の下達は、指揮系統に従って行うのを原則とする。

2 緊急にして指揮系統に従って命令を下達するいとまのない場合には、発令者は、直接実行者に命令することができる。この場合、発令者は、事後速やかに指揮系統に従って、この命令を伝達するものとする。

3 部隊等の長及び基地司令等は、命令の下達及び伝達の方法について必要な事項を定めるものとする。

(受令者の責務)

第6条 受令者は、忠実に命令に従い、直ちに実行しなければならない。

- 2 命令の内容に不明の点がある場合又は新たに受ける命令と以前の命令とがそごする場合には、これを確認し、その実行に誤りがないようにしなければならない。
- 3 受令者は、発令者に命令の実行の状況に関し適時報告しなければならない。
- 4 緊急の場合で、命令を待ついとまのない場合には、上司の意図を明察し、大局を判断し、状況の変化に応じて、臨機に処置するものとする。この場合においては、上司に速やかに報告しなければならない。

(意見具申)

第7条 正しいと信じたことを誠意をもって意見具申することは、隊員の責務である。

- 2 意見具申に当たっては、指揮系統に従って行うものとする。
- 3 一度上司の決定した事項に対しては、たとえ意見を異にするときでも専心上司の意図を達成することに努めなければならない。

第4章 秘密保全

(秘密保全)

第8条 隊員は、常に秘密の保全意識を高め、秘密の漏えい防止に努めなければならない。

第5章 基地内生活

(基地内生活の主眼)

第9条 基地内生活においては、各自の良識と良心に基づき、自ら律するを旨とするとともに、人格の修養及び教養の向上を図り、隊員として必要な資質の養成に努めなければならない。

- 2 上司及び上級者は、隊員が快適な生活を営むよう配慮しつつ厳正活発な気風の育成に努めるとともに、隊員個人の悩みに注意し隊員が勤務に専念できるよう指導しなければならない。
- 3 隊員は、常に身边を整理し、快適な生活を送り、かつ、諸規則を確実に実行する習慣を養うことに努めなければならない。

(基地司令等)

第9条の2 基地司令等は、服務について当該基地等に所在する部隊及び機関の長を指揮監督し、基地等における服務を厳正にするとともに、基地内生活が快適に行われるよう努めなければならない。

(隊員の心構え)

第10条 隊員は、環境を整備し、言語を簡明的確にし、態度を活発厳正にし、服装を端正、清潔に保ち、また、身だしなみに注意しなければならない。

- 2 隊員は、公德心を重んじ、他人に迷惑を及ぼすような言動及び行為は、厳に慎まなければならない。
- 3 隊員は、健康を自ら保持増進することに努めるとともに、公衆衛生活動に協力し、傷病を予防することに努めるものとし、また、傷病にかかった場合には、速やかに診断及び治療を受けるとともに、他に感染させることがないようにしなければならない。

ない。

- 4 隊員は、努めて余暇を善用しつつ、自ら積極的に文化、体育等の厚生活動に参加し、これを通じて士気を高め、体力を保持増進するとともに、隊員相互の親和、団結の強化に心がけなければならない。

(内務班の設置)

第11条 部隊等の長又は基地司令等は、部隊等の団結の基礎を確立し、基地内生活の主眼の具現徹底を図るとともに、勤務時間外における人員の掌握を容易にするため、営舎内に居住する空曹及び空士（以下「営内者」という。）をもって、適宜内務班を設置するものとし、内務班に班長を置くものとする。

- 2 内務班長は、部隊等の長の命を受け、服務について営内者を指導監督し、服務規律の維持を図るものとする。

(点呼)

第12条 内務班においては、人員の掌握を確実にするために部隊等の長又は基地司令等の定める方法により、点呼を行う。

(内務班の運営に関する委任)

第13条 前2条に規定するもののほか、内務班に関する必要な事項は、部隊等の長又は基地司令等が定める。

(延灯)

第14条 基地等内において、常時延灯を許可する場所、時刻又は臨時の延灯については基地司令等が定める。

(物品の取扱い)

第15条 隊員は、物品管理の諸規則を遵守して、自衛隊の管理する物品の愛護節用に努めるとともに、各自が保管する装備品、被服等は整理整頓しておかなければならない。

- 2 営内者が保管する装備品、被服等の整頓方法は、部隊等の長又は基地司令等が定める。
- 3 物品を基地等外に持ち出す場合の手続は、基地司令等が定める。

(私物の取扱い)

第16条 基地等内において、所持する私物は、快適な生活を営む上で必要最小限とするものとする。

- 2 部隊等の長及び基地司令等は、規律、衛生、保安等を考慮し、服務上、有害と認められる私物の所持を禁ずることができる。
- 3 私物の電気器具にかかわる電気料金については、別に定めるところによる。
- 4 基地司令等は、基地等の実情に応じ、基地等内における隊員の私有車両の保有、運行、駐車等を規制することができる。

(施設の愛護及び文書、図画等の掲示)

第17条 隊員は、基地等の施設の愛護に努めるとともに、基地等の施設に文書、図画等を掲示等してはならない。ただし、基地司令等又はその指定する隊員の許可を受けた場合には、この限りでない。

- 2 隊員は、前項の許可を受けて文書、図面等を基地等内に掲げる場合には、原則として基地司令等又はその指定する隊員が設置した掲示板等を使用しなければならない。

## 第5章 外出

### (外出の種類)

**第18条** 外出（営内者が演習、訓練、出張、休職、入院、帰郷療養、休暇及び通院以外の場合に基地等外に出ることをいう。以下同じ。）の種類は、公用外出及び一般外出とする。

- 2 公用外出は、時間のいかんにかかわらず公務のため必要がある場合に命ずる外出とする。
- 3 一般外出は、公用外出以外に許可する外出とする。

### (外出許可権者)

**第19条** 外出を許可し、又は命ずる権限を有する者（以下「外出許可権者」という。）は、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条に規定する所属長、隊員の勤務時間及び休暇に関する達（昭和39年航空自衛隊達第25号）第6条に規定する者又はその指定する隊員とする。

- 2 外出許可権者が不在の場合にあっては、外出許可権者があらかじめ指定する隊員が外出を許可し、勤務時間外にあっては、第25条に規定する基地当直幹部等又は第28条に規定する部隊当直が外出を許可する。

### (外出の許可等)

**第20条** 外出の申請及び許可の手続については、部隊等の長又は基地司令等が定める。

- 2 外出許可権者は、公用外出を命ずるに当たっては、その開始時刻及び帰隊時刻を示さなければならない。
- 3 外出許可権者は、外出簿を備え、外出の開始時刻及び帰隊時刻、その他外出者の掌握に必要な事項を明らかにしておかななければならない。
- 4 部隊等の長又は基地司令等は、必要な場合は、外出証を交付することができる。
- 5 外出を許可された営内者（以下「外出者」という。）は、私服を着用することができる。ただし、教育中その他で部隊等の長が特に必要と認める場合には、私服の着用を制限することができる。
- 6 外出者は、外出中に非常の事態が発生し、又は非常呼集が行われていることを知った場合には、直ちに帰隊するものとする。
- 7 外出者は、外出中やむをえない理由により帰隊時刻に遅れることが予想される場合には、外出許可権者（課業時間外は当直勤務者）に速やかに報告し、必要な指示を受けなければならない。

### (外出の制限)

**第21条** 部隊等の長、基地司令等及び外出許可権者は、隊法第6章に規定する行動時のほか、演習、訓練、防疫その他服務上特に必要があると認める場合には、営内者の全部又は一部について外出を禁止し、又は外出地域を制限することができる。

## 第7章 特別勤務

第1節 当直勤務

(任務)

第22条 当直勤務者は、通常の勤務時間外において、部隊等の長又は基地司令等の不在間、これらに代わり主として警備、消防及び服務規律の維持並びに災害及び盗難の予防等の業務を行う。

2 当直勤務者は、通常の勤務時間内においては、本務に従事するものとする。ただし、当直勤務者は、部隊等の長又は基地司令等から前項に規定する業務の実施を命ぜられた場合には当該業務を併せて行うものとする。

(当直勤務者の区分等)

第23条 当直勤務者の区分、設置する単位及び服務する者の一般的基準は、次表のとおりとし、部隊等の長又は基地司令等は当直勤務者の階級に応じ、その任務及び責任の範囲等を明確にするとともに、部隊等又は基地等の実情に応じ、変更することができる。

区 分	設置する単位	服 務 す る 者	備 考	
基	基地当直幹部	基地	3佐又は1尉	
	基地副直幹部		2尉、3尉、准尉又は幹部勤務を命ぜられた幹部候補者	
	基地当直空曹		1曹、2曹又は3曹	
地	部隊当直	編制部隊 編制単位群部隊	1尉以下の幹部（編制単位群部隊にあつては曹長以上の自衛官）	基地当直幹部を兼ねることができる。
	部隊副当直		2尉、3尉、准尉又は曹長	1 必要に応じ設ける。 2 基地副直幹部を兼ねることができる。
	部隊当直空曹		1曹、2曹又は3曹	基地当直空曹を兼ねることができる。
	編制単位部隊		編制単位部隊	1曹、2曹又は3曹

	当直空曹			る。
	分屯基地当直	分屯基地	1 曹以上の自衛官	
	分屯基地当直空曹		2 曹又は 3 曹	
	部隊当直	分屯基地に所在する編制単位群部隊又は編制単位部隊	1 曹以上の自衛官	分屯基地当直を兼ねることができる。
	部隊当直空曹		2 曹又は 3 曹	分屯基地当直空曹を兼ねることができる。
	編制単位部隊当直空曹	分屯基地に所在する編制単位群部隊の編制単位部隊	1 曹、 2 曹又は 3 曹	必要に応じ設ける。

2 基地当直幹部、基地副直幹部及び基地当直空曹並びに分屯基地当直は、基地司令等の指示に基づき、差出部隊等の長が命ずるものとする。

3 前項に規定する者以外の当直勤務者は、設置する部隊等の長が命ずるものとする。

4 衛生職域幹部たる自衛官及び警務官は原則として第 1 項に規定する当直勤務には服務させないものとする。

(当直勤務者の服務等)

第24条 当直勤務者は、その責務を自覚し、厳正確実に服務しなければならない。

2 当直勤務は日直とする。ただし、部隊等又は基地等の実情により、これによりがたい場合には、別に期間を定めることができる。

3 当直勤務者は、別紙に定める様式による当直勤務腕章を右上はく部に装着するものとする。

4 部隊等及び基地等においては、当直勤務者用として、別表の簿冊を備え付けるものとする。

(基地当直幹部等)

第25条 基地当直幹部又は分屯基地当直（以下「基地当直幹部等」という。）は、第 22条に規定する当直勤務の任務に服するほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 基地司令等の職務に関する恒例事項の処理

(2) その他基地司令等の命ずる事項

2 基地当直幹部等は、任務遂行のため部隊当直及び編制単位部隊当直空曹を指揮す

る。

(基地副直幹部)

第26条 基地副直幹部は、基地当直幹部の指揮を受け、その業務を補佐し、基地当直幹部に事故があるときは、これに代わり基地当直幹部の業務を行う。

(基地当直空曹)

第27条 基地当直空曹又は分屯基地当直空曹は、基地当直幹部等の指揮を受け、基地当直幹部等の業務を補佐する。

(部隊当直)

第28条 部隊当直は、当該部隊等の長の担当する施設地域について部隊等の長に代わり、第22条に規定する当直勤務の任務に服するほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 人員の掌握及び営内者の指導

(2) 主任者不在の場合における麻薬金庫、火薬庫、武器庫、倉庫、工場等のかぎの保管

(3) 不寝番の指導監督

(4) 恒例事項の処理

2 部隊当直は、前項の業務について、編制単位部隊当直空曹を通じて、当該部隊等を指揮監督する。

(部隊副当直)

第29条 部隊副当直は、部隊当直の指揮を受け、その業務を補佐し、部隊当直に事故があるときは、これに代わり部隊当直の業務を行う。

(部隊当直空曹)

第30条 部隊当直空曹は、部隊当直の指揮を受け、部隊当直の業務を補佐する。

(編制単位部隊当直空曹)

第31条 編制単位部隊当直空曹は、当該部隊長の担当する施設地域について部隊長に代わり、第22条に規定する当直勤務の任務に服するほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 当該部隊の担当する施設及び地域の巡察

(2) 点呼の実施

## 第2節 警衛勤務

(任務)

第32条 警衛勤務者は、主として基地等の警戒及び出入者の監視に任じ、基地等への不法侵入その他の不法行為に対して、基地等所在部隊等の施設及び物品等の保護に任ずるものとする。

(警衛勤務者)

第33条 警衛勤務者は、警備担当部隊等の隊員を基幹とし、基地等所在部隊等から差し出される人員をもって充てる。この場合における差出人員の基準は、基地等の特性及び部隊等の状況を勘案して、基地司令等が定めるものとする。

2 警衛勤務を命ずる者及び警衛勤務者の一般的基準は、次の表に掲げるとおりとする。

警衛勤務を命ずる者	警衛勤務者		備考
基地司令等の指示に基づく 差出部隊等の長	警衛隊長	曹長又は1曹	
	警衛副隊長	2曹又は3曹	必要に応じ設ける。
	営舎係	空曹又は空士	
	分しょう長		必要に応じ設ける。
	歩しょう係		
	歩しょう		
	操縦手		必要に応じ設ける。

(警衛隊の組織等)

第34条 警衛隊の組織及び勤務要領は、基地司令等が定めるものとする。

2 警衛隊は、通常小銃又はけん銃を装備し、所要の弾薬を備えるものとする。ただし、弾薬の保管については、基地司令等の定めるところによるものとし、弾薬の携行は、基地司令等の命令によるものとする。

3 警衛隊の服装は、別に定めるところによるものとする。

4 警衛勤務者は、基地司令等の定めるところにより仮眠することができる。

(警衛隊長)

第35条 警衛隊長は、基地司令等又は基地当直幹部等の命を受け警衛隊を指揮する。

(警衛副隊長)

第36条 警衛副隊長は、警衛隊長を補佐する。

2 警衛副隊長は、警衛隊長が警衛所に不在の場合には、警衛所における警衛隊長の職務を代行する。

(営舎係)

第37条 営舎係は、警衛隊長の指揮を受けて、警衛所その他警衛隊長が管理すべき施設及び物品の保全に任ずるほか、警衛副隊長が置かれていない場合には、その職務を行う。

(分しょう長)

第38条 分しょう長は、警衛隊長の指揮を受けて分しょうを指揮し、基地司令等の定める地域の警戒、規律の維持、火災予防及び災害防止に任ずる。

(歩しょう係)

第39条 歩しょう係は、警衛隊長又は分しょう長の指揮を受けて、次の各号に掲げる

業務を行う。

- (1) 定められた時刻における歩しょうの交代の実施
- (2) 歩しょうに対して、守則その他歩しょうに関する教育指導の実施
- (3) 歩しょうの交代の都度、点検の実施（弾薬携行の場合）及び点検結果の警衛隊長又は分しょう長への報告
- (4) しょう所の巡察及び歩しょうの勤務状況の点検
- (5) その他警衛隊長又は分しょう長の命ずる事項  
（歩しょう）

**第40条** 歩しょうは、警衛隊長又は分しょう長の指揮を受けて、定められた地域を警戒する。

（基地等の出入りを許可する者の範囲）

**第41条** 基地等の表門の出入りを許可する者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育訓練、作業等のため指揮者により引率された自衛隊の部隊
  - (2) 幹部自衛官及び准尉並びにその随従者
  - (3) 身分証明書を所持する隊員（非常勤隊員身分証明書を所持する隊員については、当該身分証明書に記載されている基地等に限る。）
  - (4) 予備自衛官手帳を所持する隊員
  - (5) 保安巡察隊員
  - (6) 警務腕章を付し、又は警務手帳を所持する警務隊員
  - (7) 所定の車両運行に関する指令書を所持する車両操縦手
  - (8) 航空幕僚長又は基地司令等の発する入門許可証を所持する者
  - (9) 郵便、電報集配人
  - (10) その他基地司令等が許可又は特に指定する者
- 2 基地等の通用門の出入りを許可する者は、基地司令等が定める。
- 3 歩しょうは、必要があると認める場合には、第1項各号に掲げる証明書等の提示を求め、点検することができる。

（基地等外に持ち出しを許可する物品の範囲）

**第42条** 基地等外に持ち出しを許可する物品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育訓練又は作業等のため、指揮者に引率された自衛隊の部隊等の所持する装備品等
  - (2) 前条の規定により基地等の出入りを許可された隊員が装着又は携行する個人被服
  - (3) 前条の規定により基地等の出入りを許可された車両及びその関連装備品
  - (4) 第15条の規定により許可された物品
  - (5) 前条の規定により基地等の出入りを許可された隊員以外の者が所持する物品で、警衛隊長が基地等内への持込みを検認した物品
  - (6) その他基地司令等が許可した物品
- 2 歩しょうは、必要があると認める場合には、基地等外へ持ち出す物品及び基地等へ持ち込む物品を点検することができる。

(警衛勤務に関する委任)

第43条 警衛勤務について、この達に定めるもののほか、必要な事項は、基地司令等が定めるものとする。

### 第3節 不寝番

(不寝番)

第44条 不寝番は、部隊等の長又は基地司令等が必要があると認める場合に、隊舎を警戒し、火災、盗難を予防し、就寝者の衛生に注意するために実施する。

2 不寝番の配置及び勤務等に関し必要な事項は、部隊等の長が、又は基地司令等が部隊等の長と協議して定めるものとする。

### 第4節 保安巡察

(任務等)

第45条 保安巡察は、基地司令等が必要があると認める場合に、基地等外の必要な場所を巡回し、隊員の規律違反を防止し、風紀を維持し、かつ、病気その他の救護を要する者を保護するために実施する。

2 保安巡察隊の組織及び勤務要領等については、必要に応じ基地司令等が定めるものとする。

## 第8章 消防、災害予防及び非常呼集

### 第1節 消防

(火災予防、消火等)

第46条 基地司令等は、火災予防、消火等に関し、消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令の定めるところにより、必要な処置を講ずるものとする。

(消防隊の組織等)

第47条 基地司令等は、消防隊の組織、装備の基準、服務要領その他必要な事項を定めるものとする。

2 基地司令等は、消防隊の組織のため基地所在部隊等に所要の人員又は装備品の差し出しを命じ、基地司令等が指定する消防担当部隊長の指揮を受けさせることができる。

(火災呼集)

第48条 基地司令等は、火災に際し、消火活動等を行う場合には、火災呼集を発令する。ただし、幹部自衛官、警衛隊長及び当直勤務に服する空曹は、状況急を要する場合には、火災呼集の号音を奏することができる。

(公共消防機関との連絡)

第49条 基地司令等は、火災が発生した場合には、状況に応じ、付近の公共消防機関に通報するものとする。

### 第2節 災害予防

(電気器具の使用)

第50条 隊員は、電気器具を使用する場合には、基地司令等の定めるところにより、使用の許可を受けるものとする。

(非常持出し)

第51条 部隊等の長は、非常持出しを必要とするもの及びその持出要領を定め、これを関係者に徹底させておかなければならない。

(災害発生時の処置)

第52条 基地司令等は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、災害警報を発令し、施設の補強、所要人員の待機、器材の準備、人員及び重要資材の退避又は防護等の処置を講ずるものとする。

2 前項の処置に関し必要な細部事項は、基地司令等が定めるものとする。

(災害予防に関する委任)

第53条 災害予防に関し、この達に定めるもののほか必要な事項は、基地司令等が定めるものとする。

### 第3節 非常呼集

(非常呼集)

第54条 部隊等の長又は基地司令等は、非常事態が発生し、又はその発生が予想され、隊員を急ぎよ掌握する必要があると認める場合には、非常呼集を行うものとする。

2 前項の非常呼集に関し、必要な細部事項は、部隊等の長又は基地司令等が定めるものとする。

## 第9章 雑則

(点検)

第55条 部隊等の長は、服務の厳正及び隊務の確實円滑な実施を期するため、諸規則の履行、諸業務の実施の状況、隊員のしつけ等について、適時隊内点検を実施するものとする。

2 基地司令等は、基地等における業務の円滑な実施を期するため、基地司令等の職務に関する諸規則の履行及び諸業務の実施状況について、適時基地等所在部隊等を点検するものとする。

(委任規定)

第56条 部隊等の長及び基地司令等は、この達に定めるもののほか、服務に関し必要な事項を定める。

2 部隊等の長及び基地司令等は、基地等が陸上自衛隊又は海上自衛隊の施設内にあって、この達によりがたい場合にはこの達の趣旨にのっとり、当該自衛隊の関係規則等を準用することができる。

## 附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成20年6月24日航空自衛隊達第5号抄)

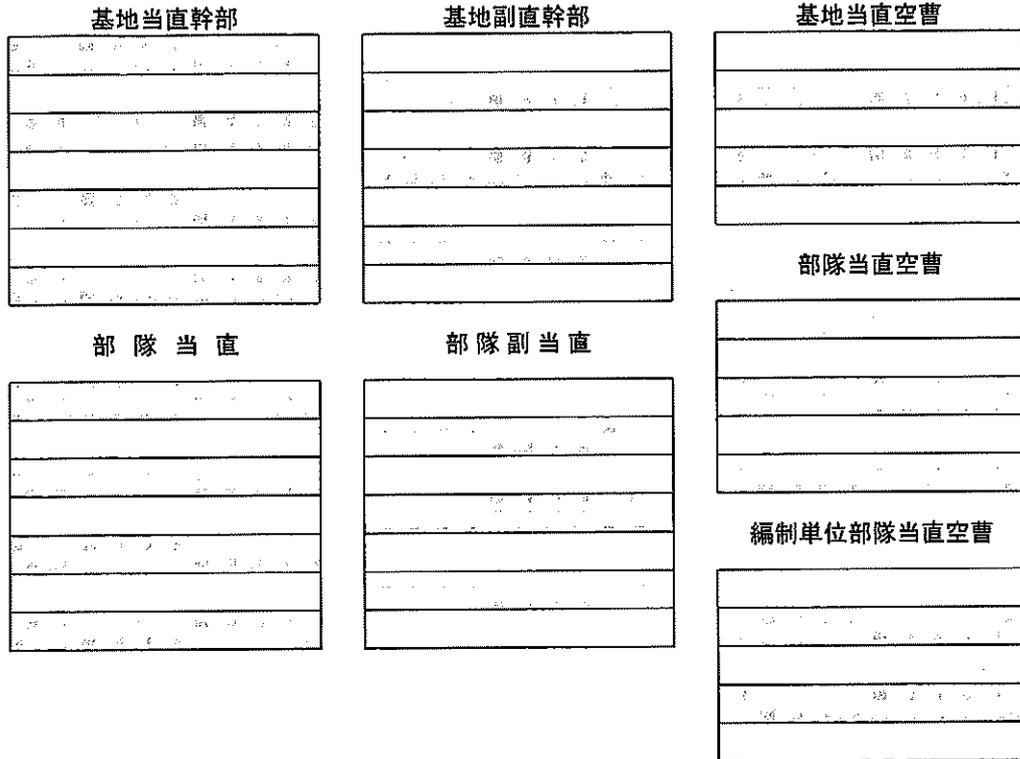
この達は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日航空自衛隊達第26号抄)

この達は、平成24年4月1日から施行する。

別紙

当 直 勤 務 腕 章



- 備考
- 1 大きさは幅95ミリ、長さ350ミリとする。
  - 2 基地当直幹部、基地副直幹部及び基地当直空曹の腕章は、青の布地に赤線（図の斜線の部分）を入れるものとする。
  - 3 前号以外の腕章は、白の布地に赤線（図の斜線の部分）を入れるものとする。
  - 4 赤線の幅は、15ミリとする。

別表

当直勤務用簿冊

	基地 当直 幹部 等	基地 副直 幹部	基地 当直 空曹	部隊 当直	部隊 副当直	部隊 当直 空曹	編制 單位 部隊 当直 空曹	保存 期間
当直勤務簿		○			○		○	1年
紛失拾得物処理簿		○						1年
基地諸規定綴	○			○			○	用済み後破棄
営外居住者名簿		○			○		○	用済み後破棄